

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 三
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定医療機関の 三

告 示

福島県告示第三十九号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成二十年一月二十二日

名 称	所 在 地	福島県知事	佐 藤 雄 平	指 定 年 月 日
調剤薬局ゼネファーム千石	会津若松市花畑東三―三〇	同	同	平成一九年 一月二三日
大町調剤薬局	須賀川市大町四〇三―一八	同	同	同 年 一月一〇日
おぐに薬局	喜多方市字江中子四一八四―四	同	同	同 年 一月一日
スマイル薬局本宮店	本宮市荒井字東学壇一〇―一	同	同	同 年 一月一日

福島県告示第四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十年一月二十二日

名 称	所 在 地	変 更 前	変 更 後
ささや鈴木内科	福島市笹谷字出水上二〇―二	福島市笹谷字片目清水三一―一〇	福島市笹谷字片目清水三一―一〇
高橋歯科クリニック	同 市南矢野目字底樋六	同 市南矢野目字中屋敷五三一五	同 市南矢野目字中屋敷五三一五

福島県告示第四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 平成二十年一月二十二日

名 称	所 在 地	福島県知事	佐 藤 雄 平	廃 止 年 月 日
雄国薬局	喜多方市字江中子四一七九―一六	同	同	平成一九年 一月九日

福島県告示第四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
 平成二十年一月二十二日

名 称	所 在 地	福島県知事	佐 藤 雄 平	休 止 年 月 日
薬局おくすり本舗桜台店	福島市田沢字桜台三六―八	同	同	平成一九年 一月一日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十年一月二十二日

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
川合 貴士	白河市細工町二〇〇	だるま整骨	白河市昭和町一七四	平成二〇年一月一日
	リンハウス三〇七		院	
			四	

（生活福祉領域地域福祉グループ）

福島県告示第四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年一月二十二日から同年二月二十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年一月二十二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ須賀川Bエリア 須賀川市広表三一―一ほか
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
- （商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年一月二十二日から同年二月二十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年一月二十二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイユーエイト鹿島店 南相馬市鹿島区鹿島字北田八十一番ほか
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
- （商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年一月二十二日から同年二月二十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年一月二十二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
パワー安達店 二本松市油井字下谷地三番地ほか
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
- （商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年一月二十二日から同年二月二十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年一月二十二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
植田ショッピングセンター いわき市植田町中央三丁目三一―一
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
- （商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、上三寄地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年一月二十二日

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
平成二十年一月二十三日から
平成二十年二月十二日まで（二十一日間）
- 福島県知事 佐藤 雄 平

三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除に係る保安林の所在場所

双葉郡榊葉町大字上小埜字センベイの一六二、一の一六三、一の一七四、一の一七五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除に係る保安林の所在場所

双葉郡榊葉町大字上小埜字センベイの一二二四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

耶麻郡西会津町上野尻字宮ヶ沢四一九二の八から四一九二の一三まで、四一九三、四二二〇、四二二一、四二二六、四二二七、四二二八の一、四二二八の二、四二三五

の一、四二三六から四二三八まで、四二四五、四二四六、字明神前三八二、字上ノ山
四二六四の二、四二六四の二六から四二六四の二八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

公 告

公告第三十七号

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十六条第一項の規定に基づき公告する。

平成二十年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する財産

土地

所 在 地	地 目 等	地 積 (㎡)
1 福島市腰浜町一四一番一	宅地	二五七・九六
2 福島市腰浜町一四一番二	宅地	二五七・六七
3 福島市腰浜町一四一番三	宅地	二五七・五一
4 福島市腰浜町一四一番四	宅地	二五七・〇七
5 福島市飯坂町字下川原三一番五	宅地	三三四・九七

同 市飯坂町字下川原三一七番七、三六番三、三六番一〇	公衆用道路	八八・六九
6 郡山市大槻町字久助林一七番一七	宅地	三九九・九〇
7 いわき市小名浜諏訪町一九番一九	宅地	二〇五・四五
8 いわき市植田町南町二丁目四番一五	宅地	三五九・八二
9 いわき市植田町南町二丁目四番三五	宅地	四〇九・五二

二 予定価格

- 一の1の物件 一五、〇六五、〇〇〇円
- 一の2の物件 一五、五三八、〇〇〇円
- 一の3の物件 一五、二一九、〇〇〇円
- 一の4の物件 一四、三七〇、〇〇〇円
- 一の5の物件 六、三五〇、〇〇〇円
- 一の6の物件 一、二、四〇〇、〇〇〇円
- 一の7の物件 六、七八〇、〇〇〇円
- 一の8の物件 九、〇〇〇、〇〇〇円
- 一の9の物件 七、七八〇、〇〇〇円

当該入札は、予定価格事前公表対象入札である。

三 入札に参加する者に必要な資格

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- 2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者で当該各号のいずれかに該当する事実のあつた後二年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

四 入札参加資格の確認

- 1 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- 2 入札参加資格の確認は、一般競争入札参加申込書の提出をもつて行うものとする。
- 3 入札参加資格の確認に必要書類の提出等

五 入札参加資格の確認に必要書類の提出等

- 1 申込みに必要な書類の配布
- (一) 配布期間 平成二十年一月二十二日(火)から同年二月十五日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月十一日(月)を除く。)の午前八時三十分から

午後五時三十分までとする。

- (二) 配布場所 福島県総務部財務領域公有財産グループ(郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎三階 電話〇二四一五二一七〇七七)

(三) 配布方法

福島県総務部財務領域公有財産グループにおいて手交する。なお、郵送による配布を希望する場合は、百四十円分の切手を同封して福島県総務部財務領域公有財産グループへ請求すること。

2 契約条項を示す期間及び場所

- (一) 期間 1の(一)に掲げる期間に同じ。
- (二) 場所 1の(二)に掲げる場所に同じ。

3 入札参加資格確認申込みに必要な書類の提出

- (一) 受付期間 1の(一)に掲げる期間に同じ。
- (二) 受付場所 1の(二)に掲げる場所に同じ。
- (三) 提出書類 一般競争入札参加申込書及び関係書類 一式
- (四) その他 書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、平成二十年二月十五日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。

4 その他

- (一) 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- (二) 提出書類は、返却せず、他の用途には使用しない。

六 入札参加資格の確認結果の通知

- 1 入札参加資格の確認結果については、書面で申込者に通知する。
- 2 通知書発送日 平成二十年二月十九日(火)
- 3 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

- 2 2により説明を求める場合には、平成二十年二月二十一日(木)までに福島県総務部財務領域公有財産グループ参事に書面を提出しなければならない。
- 3 3により書面が提出されたときは、平成二十年二月二十二日(金)に書面により回答を通知する。

七 物件説明会の日時及び場所

- 1 日時 一の1から4までの物件 平成二十年二月二十五日(月) 午前十時から
一の5の物件 平成二十年二月二十五日(月) 午前十一時から
一の6の物件 平成二十年二月二十六日(火) 午前十一時から
一の7の物件 平成二十年二月二十七日(水) 午後一時三十分から
一の8及び9の物件 平成二十年二月二十七日(水) 午後二時三十分から
- 2 場所 一の1から5までの物件 福島県庁西庁舎四階四〇一会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号)
- 一の6の物件 福島県郡山合同庁舎南分庁舎二階第四会議室(福島県郡山市麓山一丁目一番一号)
- 一の7から9までの物件 福島県いわき合同庁舎西分庁舎二階会議室(福島

八 入札の日時及び場所

島県いわき市平字梅本十五番地

1 日時 一の1の物件 平成二十年二月二十九日(金) 午後一時三十分から(受付は、午後一時から)

一の2の物件 平成二十年二月二十九日(金) 午前十時三十分から(受付は、午前十時から)

一の3の物件 平成二十年二月二十九日(金) 午前十一時三十分から(受付は、午前十一時から)

一の4の物件 平成二十年二月二十九日(金) 午後二時三十分から(受付は、午後二時から)

一の5の物件 平成二十年二月二十九日(金) 午前九時三十分から(受付は、午前九時から)

一の6の物件 平成二十年三月三日(月) 午後二時から(受付は、午後一時三十分から)

一の7の物件 平成二十年三月四日(火) 午前十一時三十分から(受付は、午前十一時から)

一の8の物件 平成二十年三月四日(火) 午後一時三十分から(受付は、午後一時から)

一の9の物件 平成二十年三月四日(火) 午後二時三十分から(受付は、午後二時から)

2 場所 一の1から5までの物件 福島県自治会館四階四〇二会議室(福島県福島市中町八番二号)

一の6の物件 福島県郡山合同庁舎南分庁舎二階第四会議室(福島県郡山市麓山一丁目一番一号)

一の7から9までの物件 福島県いわき市平字梅本十五番地(福島県いわき市平字梅本十五番地)

九 入札方法

1 郵送及び電送による入札は、認めない。

2 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。

3 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

十 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金

(一) 入札金額の百万の三以上の額を現金又は小切手(指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により納付すること。

(二) 入札保証金を返還する場合は、利息は付さない。

(三) 落札者が落札の日から十四日以内に契約しないときは、入札保証金は福島県に帰属する。

2 契約保証金 落札者は、契約の締結の時までに、売買代金の額の百分の五以上の額を現金又は小切手(指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により納付すること。

十一 入札の取りやめ又は延期 入札を取りやめ、又は延期する場合には、福島県報への登載又は福島県庁前掲示場に掲示することにより公告する。

十二 入札の無効 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

十三 契約の締結 落札者は、落札の日から十四日以内に契約を締結しなければならない。

十四 その他 その他不明な点については、福島県総務部財務領域公有財産グループ(郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎三階 電話〇二四一五二一七〇七七)に照会すること。

(財務領域公有財産グループ)

公告第三十八号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。
平成二十年一月二十二日

福島県農業総合センター 所長 岡 三 徳

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 登記事務業務の委託 一式

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成二十年三月十日まで

4 履行場所 福島県西白河郡矢吹町八幡町及び文京町地内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 次のア及びイに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。

ア 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にあっては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

イ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあっては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 平成十七年度及び平成十八年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務

三 の実績が十件以上ある者であること。
入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2及び3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の申請をすること。
なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

1 提出期間 平成二十年一月二十二日(火)から同月三十日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六九一〇二九二
福島県西白河郡矢吹町一本木四四六番地一
福島県農業総合センター農業短期大学校
電話番号〇二四八―四二―四一―一

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成二十年一月三十日(水)午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等
1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所と同じ

2 入札及び開札の日時 平成二十年二月七日(木) 午前十時

3 入札及び開札の場所 福島県農業総合センター農業短期大学校会議室(福島県西白河郡矢吹町一本木四四六番地一)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金
1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号及び第二号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

六 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県農業総合センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の

五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(農業短期大学校)